

組合員の皆様

定款に基づき 2026 年 4 月 1 日より変更しました

自由脱退および減資手続き 変更のお知らせ



自由脱退および出資金の減資

12 月末営業日までの申し出により
年度末に執行（返金）致します。

※やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。



法定脱退（死亡または県外転居）

これまで通り随時対応（返金）致します。

広島中央保健生活協同組合

2026 年 4 月 1 日 総務部発